



宮城小通信

郡山市立宮城小学校

学校便り No.54

令和7年2月21日

文責：校長 伊藤 孝行

明日から三連休(2/22,23,24)に入ります。

天皇誕生日



2月23日は天皇誕生日の祝日ですが、日曜日のため翌24日(月)は振替休日となります。

そのため今回は三連休となりました。

現在の天皇陛下は、子どもの頃は浩宮(ひろのみや)様と呼ばれ、おとなになってからは徳仁(なるひと)様と呼ばれ、令和元年5月1日に第126代の天皇に即位なされました。

以外に知られていない天皇陛下やそのお仕事について調べてみました。

○ 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく(憲法第1条)。

○ 天皇は、日本国憲法の定める国事行為のみを行い、国政に関する権能を有しない(憲法第4条第1項)。

○ 天皇の国事行為(一部抜粋)

- ① 国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命すること。
- ② 内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命すること。
- ③ 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- ④ 国会を召集すること。
- ⑤ 外国の大使及び公使を受け受すること。

6年生は社会科で学習した内容ですが、少し難しいので簡単にすると以下のように言えます。

天皇陛下は、「平和な日本という国の象徴」とされています。みんなが、平和に幸せに生きていけるようにと、いつも願いながら、お仕事をされています。

テレビなどで、世界の色々な国や、日本の色々な場所を訪れている様子を見たことがありますよね。色々なところにお出かけされて、それぞれの国や地域を見たり人の話を聞いたりしながら、あたたかいお言葉をかけてくださるなど、いつもみんなの幸せを願ってくださっています。

毎月22日は飲酒運転根絶取り組み強化日

令和7年1月22日に郡山市駅前1丁目の交差点で大学受験のため訪れていた大阪府の予備校生の女性が飲酒運転の軽乗用車にはねられて死亡した事故が発生しました。

この悲惨な事故を繰り返さないために、福島県警は毎月22日を飲酒運転根絶に向けた取り組み強化日とし、県内全署で取り締まりや広報啓発活動を強化することとしました。

福島県では飲酒運転を
しない・させない・許さない!

飲酒運転の代償

【酒酔い運転】(アルコールの影響で正常な運転が出来ない状態)	
行政処分	35点(免許取消:欠格期間3年)
刑事処罰	●運転者:5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ●車両の提供者:5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ●酒類の提供者・車両の同乗者:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
【酒気帯び運転】	
行政処分	●呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満 基礎点数 13点(免許停止90日) ●呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上 基礎点数 25点(免許取消:欠格期間2年)
刑事処罰	●運転者:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ●車両の提供者:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ●酒類の提供者・車両の同乗者:2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

詳しくは福島県警ホームページから、「飲酒運転根絶サイト」をご覧ください。

2月22日は「猫の日」に認定されています。

2月22日は猫の日

2月22日は「猫の日」です。これは1987年に愛猫家の学者や文化人などで構成される猫の日実行委員会などによって制定されました。

2が3つ並ぶこの日を、猫の鳴き声の「ニャン(2)、ニャン(2)、ニャン(2)」と読む語呂合わせからこの日が選ばれました。

一般社団法人ペットフード協会の調査によりますと2022年のペットの飼育数は、猫は約883万匹で犬は約705万匹となっています。

以前はペットとしては犬を飼う家庭が多かったのですが、2017年に逆転しその後も差が広がっています。あなたは猫派?犬派?